

平成30年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	教育部生涯学習課									
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称					
	10	05	01	004	体育協会活動支援事業					
	中事業		中事業名称		節	細節	細々節	細々節名称		
	01	体育協会活動支援事業		19	03	01	生涯学習活動費補助金 (体育協会)			
補助金等の名称	生涯学習活動費補助金									
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度	昭和40	年度	
補助金等の形態	個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他			
支出先名称	特定非営利活動法人 東久留米市体育協会									
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳								
		特定財源			一般財源					
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源				
30年度	1,500								1,500	
29年度	1,500								1,500	
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)										
法 令 等										
市条例・要綱等	東久留米市生涯学習活動費補助金交付要綱									
目的及び効果	体育協会活動助成									

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である (注)	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	○

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
体育協会は平成16年度にNPO法人化により、独立した組織へと変わり、スポーツ大会、スポーツ教室の開催、体育運動施設の維持管理業務、登録体育連盟の管理等を主に行っている。現状、市の職員の人員では対応できない業務を体育協会が代わって実施しており、市内のスポーツ振興及び市民の体力増進並びに健康づくりに大きな役割を果たしていることから、本補助事業は引き続き継続する必要がある。
31年度以降の方向性
市のスポーツ振興の為に体育協会による実施事業を活性化させてもらい、さらに東京オリンピック・パラリンピックに向け機運醸成へと繋がってほしい。今後も、市のスポーツ振興の為に、体育協会の協力が不可欠であるため、本補助金を継続していく。